

**2024年版**  
**ユーキャンの運行管理者〈貨物〉合格テキスト&問題集**  
**「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正に伴う**  
**令和6年度第1回試験出題範囲変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

2024年4月1日より「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」）が改正されることに伴い、令和6年度第1回運行管理者試験（令和6年8月～9月実施）の出題範囲が変更になりますので、変更内容および改正後の改善基準告示の概要をお知らせいたします。

なお、後日改めて詳細な改正情報をお知らせする予定です（5月末頃）。

■ **令和6年度第1回運行管理者試験（令和6年8月～9月実施）の出題範囲**

運行管理者試験問題の出題について、公益財団法人運行管理者試験センターから、次のような通知がありました。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正（令和6年4月1日施行）については、社会的に注目されており、既に関係機関において十分周知がなされていることを踏まえ、今回の改正に関する運行管理者試験の問題については、令和6年度第1回運行管理者試験（令和6年8月～9月実施）は、改正後の改善基準告示をもとに出題します。

■ **改正後の改善基準告示の概要**

**1. 拘束時間**

**(1) 1年、1か月の拘束時間**

**原則**：1年の拘束時間は**3,300時間以内**、かつ、1か月の拘束時間は**284時間以内**。

**例外**：①労使協定により、1年のうち**6か月**までは、1年の総拘束時間が**3,400時間**を超えない範囲内において、1か月の拘束時間を**310時間**まで延長可。

②1か月の拘束時間が284時間を超える月は**連続3か月**までとしなければならない。

③1か月の時間外労働および休日労働の合計時間数が**100時間未満**となるよう努める\*必要がある。

\*「努める」：「努力する」という意味であり、強制力は伴わない。

**(2) 1日の拘束時間**

**原則**：**13時間以内**。これを延長する場合であっても、上限は**15時間**。

**例外**：宿泊を伴う長距離貨物運送\*の場合は、1週間について**2回**に限り、**16時間**まで延長可。

※「宿泊を伴う長距離貨物運送」：1週における運行が全て長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行（運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に到着するまで）における休息期間が住所地以外の場所におけるもの。

**延長の制限**：1日の拘束時間について13時間を超えて延長する場合（宿泊を伴う長距離貨物運送の場合を含む）は、**14時間**を超える回数をできるだけ少なくするよう努める必要がある。**1週間について2回**までが目安。14時間を超える日が**連続**することは望ましくない。

## 2. 休息期間

**原則**：**継続11時間以上**与えるよう努めることを基本とし、**継続9時間**を下回ってはならない。

**例外**：①宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、1週間について**2回**に限り、**継続8時間以上**とすることができる。

②休息期間のいずれかが**継続9時間**を下回る場合は、一の運行終了後、**継続12時間以上**の休息期間を与えなければならない。

## 3. 運転時間

**(1) 1日の運転時間**（改正前と内容的な変更はなし）

2日を平均した1日当たり**9時間以内**。

**(2) 1週間の運転時間**（改正前と内容的な変更はなし）

2週間を平均した1週間当たり**44時間以内**。

## 4. 連続運転時間

**原則**：**4時間以内**。運転開始後4時間以内、または4時間経過直後に、**30分以上**の運転の中断が必要。

運転の中断時には、原則として**休憩**を与えなければならない。

運転の中断は、1回が**おおむね連続10分以上**とした上で分割も可。

1回が**10分未満**の運転の中断は、**3回以上**連続してはならない。

**例外**：サービスエリアまたはパーキングエリア等が満車であることなどにより駐車または停車できず、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、**4時間30分**まで延長可。

## 5. 予期し得ない事象への対応時間の取扱い

運転者が、災害や事故等の通常予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合、1日の拘束時間、1日の運転時間、連続運転時間から、予期し得ない事象への対応時間を除くことができる。

勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない）を与えることが必要。

## 6. 拘束時間・休息期間の特例

**(1) 分割休息**

業務の必要上、勤務終了後、**継続9時間以上**（宿泊を伴う長距離貨物運送の場合は継続8時間以上）の休息期間を与えることが困難な場合、次の要件を満たすものに限り、当分の間、一定期間（1か月程度を限度とする）における全勤務回数の**2分の1**を限度に、休息期間を拘束時間の途中および拘束時間の経過直後に分割して与えること

ができる。

- ①分割された休息期間は、1回当たり**継続3時間**以上とし、**2分割**または**3分割**とすること。
- ②休息期間を**2分割**する場合は**合計10時間以上**、**3分割**する場合は**合計12時間以上**の休息期間を与えなければならないこと。
- ③休息期間を**3分割**する日が連続しないよう努めること。

## (2) 2人乗務の特例

**原則**：運転者が1台の自動車に同時に2人以上乗務する場合であって、車両内に身体を伸ばして休息することができる設備があるときは、1日の最大拘束時間を**20時間**まで延長可。休息期間は**4時間**まで短縮可。

**例外**：車両内の設備が一定の要件を満たし、かつ、勤務終了後、**継続11時間以上**の休息期間を与える場合は、1日の最大拘束時間を**24時間**まで延長可。さらに、**8時間以上**の仮眠時間を与える場合には、1日の最大拘束時間を**28時間**まで延長可。

## (3) 隔日勤務の特例（改正前と内容的な変更はなし）

**原則**：業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、①2暦日の拘束時間が**21時間**を超えず、かつ、②勤務終了後に**継続20時間以上**の休息期間を与える場合に限り、運転者を隔日勤務に就かせることができる。

**例外**：事業場内の仮眠施設等において、夜間に**4時間以上**の仮眠を与える場合には、2週間について**3回**を限度に、この2暦日の拘束時間を**24時間**まで延長可。2週間における拘束時間は**126時間**（21時間×6勤務）を超えることはできない。

## (4) フェリーに乗船する場合の特例（改正前と内容的な変更はなし）

運転者が勤務の途中でフェリーに乗船する場合には、フェリーの乗船時間は原則として**休息期間**として取り扱う。この休息期間とされた時間を与えるべき休息期間の時間から**減ずる**ことができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の**2分の1**を下回ってはならない。

フェリーの乗船時間が8時間（2人乗務の場合には4時間、隔日勤務の場合には20時間）を超える場合には、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される。

## 7. 休日労働（改正前と内容的な変更はなし）

休日労働の回数は**2週間**について**1回**が限度。休日労働によって1日の最大拘束時間、1か月の拘束時間、1年の拘束時間を超えてはならない。